

平成26年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年5月28日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成26年5月28日(水) 午前9時02分
散 会 日 時	平成26年5月28日(水) 午後2時36分
委 員 長	谷口 達郎
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	谷口 達郎
副 委 員 長	橋本 稔
委 員	阿部 慎也 田中 克美 秋谷 修 加藤 孝
委 員 会 欠 席 委 員	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 4 8 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 4 9 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 5 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 3 号	平成 2 6 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	藤	間	高	志
都市整備部副部長	新	井		浩
都市整備部副部長	武	藤	幸	二
都市計画課長	中	井		誠
建築課長	白	井	邦	昌
市街地整備課長	島	田	友	光
市街地整備課副参事	神	田	英	昭

(建設部)

建設部長	長	島	祥	一
建設部副部長	小	谷	野	幹
道路課長	田	沼	文	男
工事課長	原	口		正
下水道課長	金	井	利	明
水道課長	小	峰	栄	一
吹上支所副支所長	鵜	飼	能	志
川里支所副支所長	馬	橋	陽	一

書記	森	田	慎	三
書記	中	根	規	子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。田中克美委員と秋谷修委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第48号 市道の路線の廃止について、議案第49号 市道の路線の認定について、議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第53号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第48号と49号を一括して議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察をいたします。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法で異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第48号及び議案第49号について一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) まず、議案第48号の市道の路線の廃止10路線についてご説明申し上げます。

それでは、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。初めに、市道B-414号線でございますが、起点を鴻巣市原馬室字後3295番1地先とし、終点を同3296番1地先とします幅員1.82メートル、延長37.66メートルの路線でございます。これは、認定を廃止し、市有財産の売却処分を行うものでございます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。初めに、市道B-703号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川235番1地先とし、終点を同247番地先とします幅員0.91メートル、延長74.42メー

ルの路線でございます。

次に、市道B—943号線でございますが、起点を鴻巣市氷川町3番3地先とし、終点を同5番1地先とします幅員6メートル、延長15.35メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。初めに、市道B—712号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川347番2地先とし、終点を同346番地先とします幅員2.91メートル、延長102.87メートルの路線でございます。

以上3路線につきましては、滝馬室地区の地区計画に伴う道路整備を推進するため、廃止を行うものでございます。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。市道F—581号線でございますが、起点を鴻巣市寺谷字野足800番地先とし、終点を同802番地先とします幅員2メートル、延長16.26メートルの路線でございます。これは、認定を廃止し、市有財産の売却処分を行うものでございます。

次に、図面ナンバー5をごらんいただきたいと思います。市道吹2202号線でございますが、起点を鴻巣市荊原字内荊原69番2地先とし、終点を同70番地先とします幅員1.21メートル、延長17.56メートルの路線でございます。これは、荊原集会所移転に伴う開発事業により新たに認定を行うため、廃止を行うものでございます。

次に、図面ナンバー6をごらんいただきたいと思います。初めに、市道川1001号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5342番地先とし、終点を同5261番1地先とします幅員7メートルから8.8メートル、延長149.3メートルの路線でございます。

次に、市道川1003号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5271番1地先とし、終点を同5262番地先とします幅員4.7から6.2メートル、延長47.1メートルの路線でございます。

次に、市道川1004号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5250番1地先とし、終点を同5277番1地先とします幅員6.4メートルから7メートル、延長179.5メートルの路線でございます。

次に、市道川1006号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5249番地先とし、終点を同5276番地先とします幅員2.5メートルから5.9メートル、延長180.5メートルの路線でございます。

以上4路線につきましては、主要地方道鴻巣一羽生線の整備に伴う見直しにより、廃止を行うものでございます。

続きまして、議案第49号 市道の路線の認定、11路線についてご説明申し上げます。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図もあわせてごらんいただきたいと思います。今回の認定は、地区計画の道路整備、開発事業の道路の帰属など、また公園整備に伴う路線、県道整備に伴う見直しで11路線の認定がございます。

初めに、図面ナンバー7をごらんいただきたいと思います。市道B-518号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川235番1地先とし、終点を鴻巣市氷川町3番3地先とします幅員4メートルから6メートル、延長80メートルの路線でございます。

次に、市道B-1019号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川244番地先とし、終点を同247番地先とします幅員0.91メートル、延長36メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー8をごらんいただきたいと思います。市道B-519号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川344番2地先とし、終点を同344番1地先とします幅員4メートル、延長45メートルの路線でございます。

次に、市道B-520号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川347番2地先とし、終点を同344番2地先とします幅員4メートル、延長117メートルの路線でございます。

以上4路線は、滝馬室地区の地区計画に伴う道路整備を推進するため、認定をお願いするものでございます。

次に、図面ナンバー9をごらんいただきたいと思います。市道吹998号線でございますが、起点を鴻巣市下忍字中3429番1地先とし、終点を同3435番3地先とします幅員4.5メートル、延長96.71メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴う認定をお願いする

ものでございます。

次に、図面ナンバー10をごらんいただきたいと思います。市道吹999号線でございますが、起点を鴻巣市袋字台376番1地先とし、終点を同384番1地先とします幅員7.2メートルから9メートル、延長47メートルの路線でございます。これは、公園整備に伴い、認定をお願いするものでございます。

次に、図面ナンバー11をごらんいただきたいと思います。市道吹1000号線でございますが、起点を鴻巣市荊原字内荊原71番6地先とし、終点を同69番3地先とします幅員4メートルから4.6メートル、延長38メートルの路線でございます。これは、荊原集会所移転に伴う開発事業完了によりまして、道路用地の寄附を受けましたので、認定をお願いするものでございます。

次に、図面ナンバー12をごらんいただきたいと思います。初めに、市道川1278号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5261番1地先とし、終点を同5342番1地先とします幅員7メートルから8.8メートル、延長129.2メートルの路線でございます。

次に、市道川1279号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5261番7地先とし、終点を同5262番1地先とします幅員4.7メートルから6.2メートル、延長30.2メートルの路線でございます。

次に、市道川1280号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5277番1地先とし、終点を同5250番1地先とします幅員6.4メートルから7メートル、延長162.4メートルの路線でございます。

次に、市道川1281号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字明金5277番1地先とし、終点を同5249番地先とします幅員4.4メートルから5.9メートル、延長167.9メートルの路線でございます。

以上の4路線は、主要地方道鴻巣一羽生線の整備に伴う見直しによりまして、これを認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定します開発道路2路線につきましては、建築物がある程度進捗した時点で道路の補修等を行うことで開発事業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

以上、11路線の認定をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時16分)



(開議 午後1時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第48号及び議案第49号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(田中) 大分忘れてしまったので、出足のところからちょっといきたいと思うのですが、市道B-518と市道B-1019号線の関係でお聞きいたします。

まず、おまけについていた公図を見ていただきたいのですが、自分なりに整理をしたところ、その518に関しては県道の鴻中陸橋の下のほうから細いところまでが起点、終点になっているということで、このクランクの部分を新たに新しく道をするということで、その途中からの狭い道はそのまま残すと、認定で残すと、極端に書きかえなのだから、そんなような形にするということに伴いまして、道路幅の関係でガス屋さんのほうにとりあえず規定どおりのセットバックをしているわけですが、4メートルにするということで、さらにそちら側を買収するというふうに、線路側のほう、ガス屋さん側をするというふうに考えてよろしいのかどうかということと、あとこの南側のクランクの部分、曲がったところにおいては、こちらも寄贈ではなくて、買収、買い取るということで考えてよろしいのか。それと、ちょっとおまけの部分、公園の向こう側のコンビニ側のほうから入っていったところの部分のあわせての部分に関しては全部買収なのかどうか。その辺の権利関係をお聞かせ願いたいと思います。

(都市計画課長) 今ご質問の路線につきましては、旧来土地区画整理の都市計画決定がされていた区域でありましたけれども、ちょっと地権者

の方々の同意が得られない状況でありまして、それで長年ちょっと放置された状態にはなっていたのですけれども、それでそのまま区画整理事業として継続していく場合に、市の負担も、あと個人の地権者の負担もかなり大きくなるということから、地区計画において用地買収方式で道路整備をするという形になりましたので、基本的には用地買収方式として実施させていただくことになっております。

(田中) それはわかりました。

それでは、そこの南側というか、線路側のガス屋さん側の塀とかの関係があるのではないですか。当然それよりも下がった、前の認定の細いところからのメーターで行ったところまで現在なっていて、それ以上の分は買収するのだと思うのですが、塀の補償とかもこれは考えるのでしょうか。

(都市計画課長) そのとおりです。

(田中) それでは次に、覚えている範囲でちょっと質問をしたいと思います。

次には、ナンバー8ですか、519、市道B-519号線、その道と、もう一本、その次のページでいいのですよね。次のページの市道B-520号線に絡んでのちょっと質問をしたいと思います。これは、これもさっき多分地区計画でやるとかという話だとは思いますが、これ今1個ずつアパートの中の、多分今民地だと思っておりますが、それを買って、後ろの道に、ガスタンクの前の通りから裏の道につなげると思っております。それと、その次のページの次の520号線は途中までがもう行きどまりの道になっていたやつをさらに今の道に、間はまだ家が建っていたと思っておりますが、その辺も用地買収、また家の部分は、これ多分家作だと思っておりますので、大家さんに補償をして、道をつくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(都市計画課長) おっしゃるとおり、用地買収方式で実施をしていくと考えております。

(加藤) まず、売却単価についてお聞きしたいと思っておりますけれども、図面ナンバー1の太子堂の後ろの細い道、お茶の木が立っていて、ごみ

ステーションボックスがあったところなのですけれども、これは隣の人、左側のうちが所有していて、実際お茶畑をつくっているのかなと思うのですけれども、買収単価幾らぐらいになるのでしょうか。

（道路課長）この払い下げ単価は、平米当たり3,700円というふうに予定しております。

（加藤）平米3,700円、安いですね。それと、同じく買収なのですけれども、ナンバー4、寺谷、渋井橋のところなのですけれども、この行きどまりの道路、16.26メートル、これの買収単価どれくらいでしょうか。

（道路課長）この払い下げ単価につきましては、平米当たり1万9,700円ということで考えております。

（加藤）ちょっと考えると、随分開きがあるなと思いますけれども、これは公示価格等が参考になっているということですか。

（道路課長）まず、最初のB-414号線の払い下げの関係につきましては、固定資産税評価額をもとに算出しております。これは、市街化調整区域の畑ということで、その評価額をもとに算出したものでございます。いま一点のF-581号線でございますが、これにつきましては、この地先は市道A-1004号線、今渋井橋工事をやっておりますが、このときの価格をもとに、不動産鑑定評価をもとに算出したものでございます。

以上です。

（加藤）わかりました。

それと、先ほどの図面ナンバー7のB-518号線が4メートルから6メートルということで、その先のところは0.91メートルですか、非常に細いのですけれども、これはどういった関係でそういう状況になったのでしょうか。開発的な関係からいえば、同じく4メートルから6メートルぐらいにしてもいいような気がしますけれども、0.91メートル。

（都市計画課長）その件につきまして、公図の写しをちょっと見ていただきたいのですけれども、地番で241番と247番の、これ地権者2名の方なのですけれども、実際にちょっと聞き取りを行ったときに、将来的に、近い将来、お二人で協力して開発を実施したいという、そのときに道路の関係についても考えたいという回答がありましたので、その辺の意見

を尊重させていただいて、現道をそのまま生かしていると。

（加藤）将来的に開発するなら、4メートル道路でいいのではないですか。わざわざこの細い道を認定しなくてもいいと思うのですけれども。

（都市計画課長）現道の廃止をしていますので、そのまま形態が残ってしまいますので、それは延長を短くした形で、既存の道路で一回廃止をかけていますけれども、途中まで拡幅して、L字形に認定かけていますけれども、残った分がそのまま空地として残ってしまいますので、一応そこにも……形的には一部廃止という形になると思います。

（加藤）もともと0.91の道があったということですか。B-703で。

（都市計画課長）そのとおりです。

（加藤）途中までクランクで、ポンプが倒れていたところ、あそここのところを開発していこうという、そういう感じだった。

（都市計画課長）そのとおりです。

（加藤）今のところに関連してなのですけれども、図面ナンバー2なのですけれども、次念序がありますよね。ラーメン屋。次念序のところは、ここは結構4メートルから4、5メートルあるのです、砂利道で。見てみますと、私もこの辺よく、近所ですから、通るのですけれども、ここを歩いて、砂利道を通って、この公園のところへ出る人も結構いるのですけれども、ここはどうして地区計画で計画されなかったのでしょうか。一部個人の所有だということを聞いているのです。現況は道路なのですけれども、このセブンイレブンの前のところ、これは個人のところで、現況は道路なのですけれども、地区計画になぜ入らなかったかというのわかります。

（都市計画課長）現道は、幅員が確保されていますので、そちらのほうは整備をすれば、舗装とか側溝のほうを整備すれば、道路として現に寄附をしておりますので。

（加藤）もう市のほうに寄附されたのですか。途中までが市道で、突き抜けたセブンイレブンの前のところが個人の所有の道路なのですけれども、便宜上、何か貸しているというふうな話を聞いたことあるのですが。

（都市計画課長）ちょっと調べさせていただいて。

(加藤) 先ほど田中委員のほうからご質問のあったところなのですが、地区計画としてガス屋さんのところを購入するというのですけれども、購入単価というのはどれくらい、どういう基準で算定するのでしょうか。

(都市計画課長) 一応鑑定に基づきまして。

(不動産鑑定の声あり)

(都市計画課長) はい。

(加藤) 荊原のところですが、図面ナンバー11なのですが、廃止が5ですか、図面ナンバー5のところ、横の部分は廃止して、認定ということですね。縦の部分というのは、これは前から道路があったと思うのですが、これは廃止という措置はしなくてよろしいのでしょうか。あそこの二宮金次郎の銅像があったところなのですが。

(道路課長) まず、図面ナンバー5のほうで、これは廃止の図面ということで、幅員が1.21メートル、延長17.56メートルを廃止し、これにかぶせた上で、起終点が逆になりますけれども、L字形にナンバー11の図面にありますとおり、このような形で認定をかけさせていただくということになっております。

(加藤) では、二宮金次郎さんの銅像があったところは前から道路だったのですか、これは。廃止だったら両方廃止するのではないかと思うのですが、縦線と横線の。

(道路課長) これにつきましては、図面ナンバー5にありますとおり、真っすぐ横に荒川の堤防側のほうに向かっている部分のみ市道ということでした。このL字形の上からおりてくる部分につきましては、これは市道ではございません。単なる民地でございます。

(加藤) 民地だったのですか。道路の形態はしていたけれども、民地だった。

(道路課長) 道路は築造してもらっているということです。

(加藤) では、民地部分の整備といいますか、購入等は帝石のほうでやるということですか。

(道路課長) この道路用地につきましては、帝石のほうが従前は持って

おりましたが、この道路用地につきましては昨年の12月に市のほうへ寄附されております。

以上です。

(都市計画課長) 先ほどの次念序のところの道路の関係ですけれども、今回地区計画を設定をされている区域につきましては2項道路として用地は確保されているのですけれども、きょうの氷川町の区画整理が完了した側についてが民地ということになっていきますので、それは地区計画による道路整備の以外に通常の道路事業としての買収していくしかないと思いますけれども。

(加藤) 指定はあるのですか。

(道路課長) 建築基準法でいういわゆる2項道路ということでございますので、両側の方が中心から2メートルセットバックしていただいて…

(何事か声あり)

(道路課長) 将来的には沿道の道路が通り抜けしていたほうが防災上等も非常によろしいわけでございますので、将来的には、了解が得られれば、拡幅整備を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(阿部) 図面ナンバー11の荊原、これ帝石の関係でもって、結局帝石のパイプが荊原集会所の下を通っているということで、結局ガス事業法か、その辺の改正でもって、こういったものは是正するという事でもって建物を移転する、それはわかったけれども、結局ガスのガス管の通っていた上に集会所を建設したということでもいいのかな。

(道路課長) 法改正以前は、ガス管の上に工作物等を建てるということは可能だったと思うのです。市内でも、今回の荊原地区でも2カ所ぐらいそういうところがあるというふうに聞いております。そのほか、旧鴻巣のほうにもそういった箇所があるのかなというふうに私ども考えています。

以上です。

(阿部) 要するに議案とはちょっとかけ離れるかもしれないけれども、

結局そういう帝石の関係でもって移転を余儀なくする民家、こういったものが市内に何軒くらいあるのか。恐らくおびただしい数あるのかなというふうに想像はしているのだけれども、その辺はどうなのだろう。把握しているのかな。

(道路課長) これは、やっぱり道路を通っているのであれば、そういう問題は起きませんが、民地の中を通っているというのはやはり国際石油開発帝石株式会社でないと詳しくはわかりません。

以上です。

(阿部) そうすると、帝石でしかわからないということになると、では結局このうちは、らしいけれども、そうではありませんという帝石のほうから回答が返ってくれば、そのまま市のほうとしては何ともしがたいということなのかな。

(道路課長) これは、ちょっと市のほうはやっぱり個人の土地ということで、たまたま集会所の建屋の下ということで、市のほうはその辺は承知はしていないと、道路課では承知していないということです。

(阿部) もとを正せば安全基準か何かのもとになって、ガス事業法か何かの改正があったのかなというふうに思うのだけれども、民地であろうと何だろうと、やはり危険を伴うような居宅が存在するということは、市としても当然かかわっていかなければならないというふうに考えるのだけれども、それはどう考えているのか、市として、その辺のところを伺いたい。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 5 4 分)



(開議 午後 1 時 5 6 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) 1点だけ、ナンバー7の520号ですか、滝馬室の地区計画のところですか、袋小路になっているところだと思うのですが、もともと氷川町の区画整理でできなかったところだと思うのですが、要望があって、区画整理に入れてくれと、そこを通過してくれということだった

のでしょうか。それ教えていただきたいと思います。

(都市整備部長) 滝馬室土地区画整理事業につきましては、昭和46年3月にこの区域を含めて、ご承知のとおり滝馬室土地区画整理事業として、いわゆる土地区画整理事業の施行エリアとして指定をした区域でございます。この区域を指定した理由としましては、やはりきょう見ていただいたところについては過小宅地があるとともに、また無接道地、道路に接していない土地とか、または袋路状の土地があることによって、どうしても生活環境上危険性と、いわゆる防災性等が欠けておりましたので、そういったことを配慮する意味で区画整理の網をかけたというような状況でございます、当初。そういった中で、この地区についてはどうしても、先ほど申し上げたように、他の地区から比べると、他の地区はどちらかといえば、当初区画整理事業やったときには農地とか畑が結構多かったのですけれども、この地域は住宅が結構混在していた地区でもございます、その当時から。そんなことから、この地区の方々の過小宅地で、減歩になかなかその過小宅地がたえられなかったというようなこと等もあって、合意が得られなかったというふうには私はちょっと聞いております。今回、そういった中で、区画整理事業では当然かなり減歩が厳しいというようなことの中で、こういった地区計画という一つの先ほど申し上げた地区の課題を、無接道地ですとか、またはそういった袋路状の道路を解消するがための地区計画として事業を行おうとするものでございます。したがって、先ほどちょっと整備をするというような言い方してはいますが、積極的な整備をするということではありません。あくまでも私どものほうでは自然更新型の地区計画という感じで、あくまでも各人が家を建て直すときにどうしても下がらざるを得ませんから、そういった自然的な更新をある程度見ながら、実際に施工していくと。いわゆる区画整理事業みたく積極的に基盤整備を働きかけていくという手法ではありません。

(委員長) ほかに質疑は。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第48号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時00分)

◇

(開議 午後2時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) 3万9,000円の補正ということで歳入歳出同額なのですがけれども、報告第6号を見ますと1,700円ということで、賠償金額が非常に小さいのですが、この内容を見ますと、前輪のタイヤ及び携行品を破

損したということで、多分タイヤがパンクしたのかなというふうに思うのですけれども、そうするとタイヤのパンクだと1,500円ぐらい今取られますね。あと、携行品というのはどんなものだったのでしょうか。

（道路課長）この賠償金の1,700円の内訳につきましては、パンク代が700円と携行品の箱なのですが、これが修理費が1,000円ということで、合わせて1,700円ということになっております。

以上です。

（阿部）私、下忍にある、ふれあいセンターというのがあるのですけれども、あそこでいろんなサークルが活動して、そして夜、終わり間際に、ふれあいセンターのところは、行ってみればわかると思うのだけれども、コンクリートが出っ張っていて、街灯がない。そこでもって年配の女性が転倒して、前歯2本折った。その話知っている。知っているか知らないか。

（道路課長）去年伺っております。

（阿部）その場合、単に過失と、本人の、いうことでもって結局何ら賠償を受けることなく、泣き寝入りをしているやに聞いている。かかった費用といったら、数十万円かかったと。これ前歯2本とってしまったのだから。ばちんと倒れて、2本、片方は折れて、片方は抜けてしまって、それで血だらけで帰ったと。結局その出っ張りがなければ、つまりなかったと。また、街灯でもあれば、明るい街灯でもあれば、そういうことはなかったろうというような中で、本当に片方ではこういう側溝のところに入っただけで、転倒して、どうのこうのという補償をする。それでいいのかなというふうに私は思うのだけれども、その辺の考え方はどうなのだろう。

（道路課長）先ほどの2件の歳入歳出の説明につきましては、いわゆる道路の管理に瑕疵があったということで、道路賠償責任保険というもので対応するのですが、先ほどのふれあいセンターのところは道路上の瑕疵というふうには伺っておりません。

以上です。

（阿部）それでは、構造上の過失というふうには見てとれないのか。要

するに夜真っ暗で街灯もない、そこにコンクリの出っ張りが出ている、それにつまずいて転倒したのだから、ではこれは構造上の問題だというふうに考えられないのかどうか。それは、あくまで本人の過失であって、これは泣いてもらうしかないよという考えなのか。ぜひその辺のところを伺っておきたい。大金をかけて直したという話も伺っている。甚だ気の毒でならない。

(道路課長) この辺につきましては、当初の2件につきましては道路賠償責任保険ということで、道路の管理に手落ちがあったということでの補償、保険会社と相談した中での補償が出るということで、阿部委員さんの言っている関係につきましては道路上の瑕疵ということではございませんので、これはあくまでも対象外ということになっている。

(阿部) でも、この場合、建物の所有者は結局鴻巣市であるということになってくると、だから道路ではなくても、そういうところで蹴つまずいて、けがをした。あるいは、体育館で前にあったよね。椅子に座ったら椅子が真ん中から折れて、腰を打って、けがをした、それも補償の対象になった。今回の場合は、それが何らいわゆる行政側に過失がなければ、その事故を聞いた後、バリケードで馬を張って、それで危険を防止するという作業は必要ないと思うのだ。それ今現にやっているよね。だったら、そうであるならば、行政側に何ら過失がないのだとすれば、そういう馬だのバリケードだのは要らないのだ。すぐ撤去したほうがいいと思う、無駄だから。行政側に責任がないというのなら。だけれども、また同じような事故が起きたら困るからという意味であるのでしょうか。置いているのでしょうか。それは、結局そういう危険箇所であることだけは事実だということを知っている証拠なのだよ。それは、行政にも責任の一端はあるというふうに私は思うのだけれども、その辺についてはどうなのだろう。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時10分)



(開議 午後2時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) というふうに答えなければしょうがないだろう。結論にならないで。

(建設部長) ただいまのふれあいセンターに関係する事故、人身事故というような形なのですけれども、その辺、道路には、我々の管理する部分ではそういったふぐあいはなかったというような状況があるのですけれども、確かにおけがをされたというのは事実だろうし、それなりの凹凸が敷地内に存在していたか、そういったものにつきまして事実関係を確認し、また所管となります建物の管理者、管理部局、そちらとよく確認して、対応していきたいと思います。

(秋谷) 先ほどの賠償金の3万9,000円で報告の第5号と6号の賠償の保険だという話ですけれども、道路の、市道の管理というものを日常的にまずどうやっているのでしょうか。毎回毎回、議会ごとにごこういった案件が出てくるので、市道のまず管理はどのようにやっているのか、日常的に。

(道路課長) 日常の管理につきましては、1つパトロールという方法で、職員が現場に行く途上、路線を通りまして、ここは穴があいている、状況によってはその場で、材料を常時車に乗っかっていますから、その都度直していく。状況によっては、戻って応急処置をする。そういった職員全体で市内、現場へ行くときはそういったパトロールを徹底しているということになっております。また、全職員に対しても、市内の青色パトロールというのがございますが、防犯の関係、そういった方に対しても、そういった道路の破損箇所、道路の穴であるとか、その他構造物の破損等、ふたの破損等、そういった情報をもらいながら、随時対応していると。しかしながら、道路、市内全体では1,128キロぐらいの道路がございます。やはりこれを津々浦々市内を全部見て歩くのは非常に限界があるということで、市民の皆様からの貴重なそういった情報をもとに、極力わかり次第修繕を行っているというような状況でございます。以上でございます。

(秋谷) お話はよくわかりましたけれども、例えば報告の第5号のほう

はたしかエルミパークのところだったと思いますけれども、電車通勤している職員さんはあそこをどれぐらい通っているのでしょうか。大勢の方、職員さんが電車通勤している中で、気になるのではないのかな。今お話のあったのは、勤務時間中のお話を多分されているのだろうと。それ以外でも、先ほどの答えの中で市民の方からの連絡がということもあったのですけれども、もちろん市民の方からの連絡を待つのもいいけれども、職員さんも日常、鴻巣市民の方も市外の方も、鴻巣の中を行き来している以上は、そういう認識を常に持っていただければ、もっと減るのではないのかなと思うのです。

（道路課長）先ほど職員の業務中ということだったのですが、ちょっと舌足らずで申しわけございません。日常のプライベートな生活の中でも、そういった情報があれば、私ども情報いただきたいということにさせていただきます。しかしながら、その方が、これは危険か危険ではないかというのが非常に、例えば1センチ5ミリ、2センチでも危険と言う方もいます。5センチあっても感じない方もいる。それぞれいると思うのです。そういったことからして、危険度の判定というのがなかなか個人個人それぞれでございますので、なかなかちょっとそういった情報が完全に集まってくるという状況ではございません。

以上です。

（秋谷）市道の管理についてなのですけれども、よく県道なり国道なりかな、道路サポートということで、民間企業さんに依頼をしてやっていただいている、よく車両、道路サポート隊といたしましたか、パトロール隊だったか、そういうのを張って走っている車両見ますけれども、例えば市内の業者さんにそういった面で協力をいただいているようなことはないのですか。

（道路課長）現在のところ、そういった要請とか、お願いしているという事実はございません。郵便局の配達員さんが配達で全戸を回るわけですから、そういった方とも、郵便局を通じて、そういう協定等は大分前に締結してあるということにはございます。

（秋谷）では、ちょっとお伺いしますけれども、その郵便局さんと結ん

だ協定上、何件のご連絡が来ているのでしょうか、行政のほうに。

(道路課長) 私も昨年の4月から今日まで14カ月たちますが、今のところ、この間はございません。

(秋谷) どこまでそういうのを広げればいいのかというのはわかりませんけれども、大勢の方に、これはどうなのだと見てもらうということを考えたら、いろんな周知なり認知なりしてもらうための方策をとらないと、事故はなくなるということになるので、ただそういうのでやって、全部補修で土木費使ってしまうような羽目にもなりかねないかもしれないけれども、何らかしら広報なりなんなりでちゃんとそういうような心配なことがありましたらすぐにご連絡くださいというようなことをやるしかないのでしょうか。どうなのでしょう。そこまでやったら大変ですか。

(道路課長) これにつきましては、危険か危険ではないかという、まずその度合いが非常に難しいわけなのです。そういったところで、ちょっと広く市民に対して広報あるいはホームページ等で呼びかけることは、今後研究していかなくてはならないのかなというふうに思っていますけれども。

(暫時休憩してくださいの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時23分)

(開議 午後2時25分)

(委員長) では、再開します。

(橋本) 1点だけ、ちょっとこういう専決処分の損害賠償、私たちもいろんなところで転んだりして、多分、ただ市に何にも文句言わず、ただ泣き寝入りという形でやっている人が多いのではないかと思いますけれども、こういうふうに市に言いに行って、結局さっき言った保険会社に査定をしてもらうということなののでしょうか。これは損害賠償しなければいけない、これはだめだというのは、市のほうで確認するのではなく、保険会社が査定するということなののでしょうか。

(道路課長) 保険会社と毎年毎年契約しております。それで、まず我々は事故の状況、遭われた方に内容をお伺いして、事故のけがの状況、現場の状況、把握した上で安全対策を講じなくてはならない。その後、保険会社のほうに、こういう事情で、こういう道路に瑕疵があったということをお伝えまして、保険会社のほうから、では金額が幾らぐらい、治療費だったら治療費が幾らぐらいかかったということで報告しまして、それで保険会社からの、保険金を払うというのは保険会社のほうの判断、いろんな道路の状況とか、また歩行者の注意義務等もあります。当然過失相殺というものもあると思うのですけれども、そういった中で総合的に判断した金額を保険会社から提示してもらおうということが一般的のようです。

(橋本) お年寄りなんか本当に、私たちは10センチだったら大丈夫だと思っても、お年寄りだと、1センチぐらいの段差で転んでけがするということは多々あると思うのですけれども、そういったことで一応そういう損害賠償してほしいと言っても却下されたというのは結構あるわけなのではないでしょうか。

(道路課長) それは、状況にもよりますけれども、高齢者ということになります、高齢者だから、あるいは体が不自由だから、倒れたということもいろいろあると思うのですけれども、一応はそういったお話がございましたら私ども受けて、内容を把握した上で、保険会社のほうに報告して、対応するというような状況です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

それでは、次の議案に直接関係ない執行部の方は一応退席していただいて結構ですというふうに次第書が出ていますので。

先ほど阿部委員からあったやつについては、できたら後で協議しておいてもらって、委員会でも開いていれば、また報告してください。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時29分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) では、再開して、引き続きやっけてまいります。

次に、議案第53号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) 説明の中で前倒しというのがあったので、一応確認したいのですけれども、これは25年の3月議会で二重計上しているような議案になっているということですのでよろしいのですよね。

(下水道課長) そのとおりでございます、これは平成25年度国の補正予算(第1号)分との重複計上による減額でございます。

(秋谷) それで、前倒しによって実施した工事の進捗状況はいかかなもののでしょうか。これは、来年乾季にやるのかな。そんなことはないよね、前倒しという以上は。

(下水道課長) こちらの工事費につきましては、平成25年3月のときに補正を計上させていただきました。その後、今議会の報告第10号にございますとおり、繰越予算として計上されております。したがって、

今現在25年度の予算が繰り越しとなった上で、入札、契約の事務手続中
でございます。

以上です。

(秋谷) そうすると、実施時期は11月以降の渇水期にやるという認識で
いいのでしょうか。

(下水道課長) 今現在、工期につきましてはこれから契約の運びになり
まして、工期末は27年の1月30日を予定しております。したがって、
渇水期と言わず、若干早い時期に始まると思っております。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第53号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)につ
いて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製等につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時37分)